

一般社団法人国際歯科学士会日本部会定款

当法人は、公衆の健康と福祉のために歯科医学の技術および学術を国際的に促進させることを使命として設立された国際歯科学士会（本部 G3535 Beecher Road, Ste. G Flint, Michigan 48532-2700 U.S.A.）の日本部会として設立し、その使命を共に実践することを理念とする。

第1章 総則

（定義）

第1条 本定款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のことをいう。
2. フェロー 国際歯科学士会会員Fellow of International College of Dentists(略称FICD)および国際歯科学士会日本部会会員を略したもので、一般法人法に規定する社員のことをいう。
3. 総会 一般法人法上の社員総会のことをいう。
4. 国際本部 国際歯科学士会のことをいう。
5. 入会 一般法人法上の入社のことをいう。
6. 退会 一般法人法上の退社のことをいう。

（名称）

第2条 当法人は、一般社団法人国際歯科学士会日本部会（Japan Section, International College of Dentists）と称し、略称をJICD（ICD日本部会）とする。

（主たる事務所の所在地）

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目的）

第4条 当法人の目的は、次のとおりとする。

1. 歯科医療における崇高な奉仕の精神を自覚し、道義をわきまえ、歯科医学の水準を高め、職域を通じて社会に奉仕し、フェローとしての誇りを堅持する。
 2. 各国の歯科医師との交流を深め、歯科医学および関連科学に携わる人々と緊密な連携のもとに歯科医学の向上をはかる。
- ② 当法人は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 歯科医学および歯科医療の発展に関する事業。
 2. 歯科医学教育に関する事業。

3. 総会、認証式、年末集会、冬期学会その他の学術集会並びに市民向け啓発事業の開催。
4. フェロー相互の理解と親睦を深め、さらに国際交流を深める。
5. 機関誌およびその他の出版物の発行。
6. フェローの表彰および慶弔。
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として総会および理事以外に理事会および監事を置く。

第2章 フェロー

(フェロー)

第7条 フェローは人格・識見ともに優れ、2名以上のフェローに推薦された歯科医師および同等の資格があると認められた者とする。

(入 会)

第8条 当法人に入会を希望する者は、入会規定に基づき資格審査に合格し、国際本部の承認を得て認証式で認証されることを要する。

(義 務)

第9条 フェローは次の義務を負うものとする。

1. 当法人の定める諸規定を遵守する。
2. 総会において別に定める入会金・年会費・国際本部会費およびその他の負担金を納入する。ただし、年会費はその年度の6月末までに納入しなければならない。
3. 当法人の事業等に参加する。
4. 認証式は、国際本部の制定するキーおよびキャップ、ガウンを着用する。

(フェロー名簿)

第10条 当法人は、フェローの氏名および住所等を記載したフェロー名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとし、これをもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ② 当法人のフェローに対する通知または催告は、フェロー名簿に記載した住所またはフェローが当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第11条 退会を希望する者は、キーと認証書と共に退会願いを会長に提出するものとする。

(処 分)

第12条 次の者は理事会にはかり退会させることができる。

1. 会則、議決等に違背した者、および当法人の名誉を著しく汚した者。
2. 2年以上会費未納の者およびフェロー総会、その他当法人主催の行事に理由なく2年以上欠席した者。
3. 退会者の納入金は返還しないものとする。

第3章 マスターフェロー、名誉フェロー、終身フェローおよび特別フェロー

(マスターフェロー)

第13条 マスターフェローは、当法人の発展に寄与し、功績顕著な者を理事会が推薦し、国際理事会で決定する。

(名誉フェロー)

第14条 名誉フェローは、歯科界に顕著な功績のある者を、理事会で推薦し総会の承認を得て決定する。

(終身フェロー)

第15条 終身フェローは、フェローの勤めをはたし、入会后23年、年齢73歳以上のフェローを理事会が推薦し、総会および国際本部に報告し決定する。

(特別フェロー)

第16条 特別フェローはアジアに国籍を有し、日本国に留学中の歯科医師で、定款第7条の規定にかかわらず、会長が推薦し、同第8条により承認されたものをいう。

第4章 総 会

(招 集)

第17条 当法人の定時総会は、毎年1回、5月中に招集し、臨時総会は、次の場合に招集する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事会が必要と認めたとき。
3. フェローの5分の1以上から会議の目的たる事項および招集の理由を示して請求

があったとき。

- ② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
- ③ 総会を招集するには、会日より1週間前までに、フェローに対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 総会は、フェロー全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(定時総会)

第19条 定時総会は、前年度の決算および次年度の事業、予算ならびに新たに理事会で採択された案件につき議決する。

- ② その他、認証式等必要な行事を併催する。

(議長)

第20条 総会の議長は、出席したフェローの中から選出する。

(決議の方法)

第21条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席したフェローの議決権の過半数をもって行う。

(総会の決議の省略)

第22条 総会の決議の目的たる事項について、理事またはフェローから提案があった場合において、その提案にフェローの全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 フェローは、当法人のフェローを代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面(委任状)を提出しなければならない。

(総会議事録)

第24条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長のほか総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事、監事、顧問および会長等

(理事の員数)

第25条 当法人の理事の員数は、10名以上35名以内とする。

(理事の資格)

第26条 当法人の理事は、当法人のフェローの中から選任する。

(監事の員数)

第27条 当法人の監事の員数は、2名とする。

- ② 監事は、理事の職務の執行および会計を監査し、理事会において意見を述べることができる。

(顧問)

第28条 当法人には、顧問を若干名おくことができる。

(理事、監事および顧問の選任の方法)

第29条 当法人の理事および監事の選任は、総会において出席したフェローの議決権の過半数をもって行う。選任規程については、理事会でこれを定める。

- ② 顧問の選任は、理事会の承認を得て、会長が指名する。

(会長等)

第30条 当法人には、理事の中から次のとおり会長等を置き、理事会において理事の過半数をもって選定するものとする。

会長	1名
副会長	3名
事務局長	1名
財務主事	1名
事務局長補佐	1名
常任理事	10名以内
国際理事	2名

- ② 会長は、当法人を代表し、会務を統括する。会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を掌理し、会長に事故があるときは会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、その職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- ④ 事務局長は、当法人の業務を掌理し、副会長に事故があるときはその職務を代行し、副会長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑤ 財務主事は、財産の管理、経理の任に当たる。

- ⑥ 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代行し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑦ 常任理事は、会長の命を受け、その担当事務を掌理して、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、その職務を代行し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑧ 国際理事は、国際歯科学士会理事会に出席し、国際本部および各国部会との連絡をはかる。

(理事、監事および顧問の任期)

第31条 理事、監事および顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第32条 理事、監事および顧問は無報酬とする。

第6章 理事会および常任理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定。
2. 理事の職務の執行の監督。
3. 会長等の選定および解職。

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第40条 第29条に定める各理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは理事会で選任された理事）および監事がこれに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第42条 当法人には、常務および緊急を要する事務を処理するため、常任理事会を置く。

- ② 常任理事会は、会長、副会長、事務局長、財務主事、事務局長補佐および常任理事をもって組織する。
- ③ 常任理事会の運営および必要な事項は理事会で定める。

第7章 会長会議

(会長会議)

第43条 会長会議は、会長が招集する。

- ② 会長会議は、現会長、副会長のうちの代表者1名以上および元会長をもって構成し、現会長が議長となる。
- ③ 会長会議は、会長の諮問に応え、当法人の運営に協力する。

第8章 フェロー選考会議

(フェロー選考会議)

第44条 フェロー選考会議は、入会希望者の審査を行う。

- ② フェロー選考会議は、会長が指名した10名以内の会議員によって構成する。
- ③ 選考会議議長は、会議員の互選によって選出する。
- ④ フェロー選考会議議員の任期は、会長の任期に準じ、再任を妨げない。
- ⑤ 選考規定は理事会で定める。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人には、委員会を設置する。

- ② 委員会の種類、構成、任務その他必要な事項は理事会で定める。
- ③ 委員長は、委員の互選によって選出する。
- ④ 委員の任期は、会長の任期に準じ、再任を妨げない。

(特別委員会)

第46条 会長が必要と認める場合には、特別委員会を設置することができる。

- ② 特別委員会の名称、構成、任務その他必要な事項は理事会で定める。
- ③ 特別委員会の委員長は、委員の互選によって選出する。
- ④ 特別委員会の委員の任期は会長の任期に準じ、再任を妨げない。また、任期の途中でであっても、会長は、特別委員会がその設置の目的を果たしたところで、委員の任を解くことができる。

第10章 支部

(支部)

第47条 当法人に支部を設置する。

- ② 支部の運営および必要な事項は理事会で定める。

第11章 会計

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 計)

第49条 当法人の経費は、入会金、年会費、負担金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

- ② 入会金、年会費、負担金等は、理事会の決議を経て総会で決定する。
- ③ 財産の管理および会計に関する規定は、総会の決議を経て別に定める。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第50条 会長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監事による監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）および事業報告を定時総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については定時総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第51条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書および事業報告ならびにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第52条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第12章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第53条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第54条 基金は、当法人が解散するときまで返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第55条 基金の返還は、定時総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従ってする。

第13章 解散および清算

(解散の事由)

第56条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 総会の決議。
2. フェローが欠けたこと。
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）。
4. 破産手続開始の決定。
5. 裁判所の解散命令。

第14章 附 則

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

制定 2010年2月24日

改正 2010年5月29日

改正 2012年5月19日

改正 2013年5月11日